

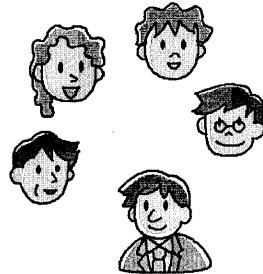
## 保護者のみなさんへ

政府は、できるだけ早く、「戦争」や「国家」に対する国民の意識を変えたいと考えています。その第一歩が、子どもたちへの「愛国心」の強制です。教育基本法「改正」強行の最大の狙いも、ここに集約されています。一昨年の参院選での与党大敗によって流れは変化しつつありますが、政府は教育基本法の次に改憲へ突き進もうとしていました。

「日の丸・君が代」の押しつけは、子どもたちに「国家」というものは、無条件に愛すべきものだと思わせるものです。文部科学省が小中学生全員に配布することを強制している「心のノート」もまた、「命よりも大切なものがある・・・」と「愛国心」へと子どもたちを導いています。「国家」を象徴する「国旗」「国歌」に対する「右にならえ」は、教育によって強制されてはなりません。

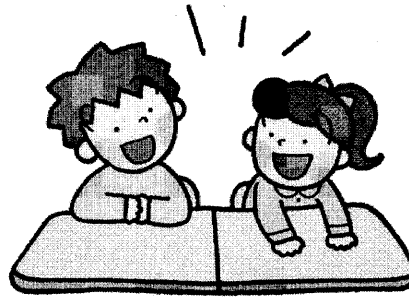
卒業式や入学式で「国歌斉唱一同起立！」という司会の強制があっても、自らの思いや良心にしたがって「起立しない、歌わない」自由があります。それは、憲法に保障された基本的な人権です。しかし、教育委員会は人権を無視して強制する姿勢を年々強めています。

保護者のみなさん。ぜひ、子どもたちと話してみてください。学校とも話してみてください。



## 児童・生徒のみなさんへ

あなたの参加する卒業式・入学式では、壇上に「日の丸」がかかげられ、「君が代」斉唱が行われようとしています。



でも、もし、あなたがいやだと思えば、歌う義務はありません。むりやり立たせたり、歌わせたりすることは誰にもできないのです。あなたの心の中のこと、あなた自身が決めることなのです。それは、憲法と「子どもの権利条約」に守られたあなたの大切な権利だからです。大阪弁護士会も、あなたに「歌わない自由」「起立しない自由」があることを事前に説明し、思想・良心の自由を十分尊重するように、学校の校長に「勧告」しています(2005.3.10)。

卒業式・入学式に「日の丸」「君が代」が必要かどうか、これは、あなたに直接関わる問題です。どうしたいのか、自分たちの権利として学校に意見を言うことができます。

学校は、皆さんの意見を聞く機会を作らなければならないし、そこで出された意見を重視しなければならないのです。自分の意見を言うことも、「子どもの権利条約」第12条に決められた、あなたの大切な権利です。

## 教職員のみなさんへ

卒・入学式における「日の丸・君が代」強要は、子どもたち、保護者、教職員の「思想・良心の自由」を侵害するものです。この「思想・良心の自由」は、憲法19条によって明確に保障されています。しかし、実際には「思想・良心の自由」を踏みにじる形での「日の丸・君が代」強制が教育委員会や校長によって行われています。

学習指導要領が改訂され、小学校・音楽に「ヒノマルノハタ」が必修教材として入れられ、高校・現代社会と政治経済に天皇の地位と役割が加筆されました。今年11月12日には、天皇在位20年祝賀の政府主催式典が行われ、休日化によって国民に祝うことが強制されようとしています。学校・官庁・企業にも日の丸掲揚が強制されてくるでしょう。

橋下大阪府知事は、昨年11月、高校生に対し「国旗・国歌を意識しなければならない」のは「教育の本質の一部」であり、「いろいろな意見もあるが、大人になってから議論すればいい」と述べました。教育の本質を国家への帰属意識と天皇への敬愛の心情の育成として、子どもたちの意見表明や自己決定権を認めようとしません。

教職員には、子どもたちの「思想・良心の自由」を守る義務があり、歌う・歌わない、立つ・立たないを自分で決定する自由があることを子どもたちや保護者に告知する義務があります。この告知を校長に要求するとともに、不起立者への処分攻撃を許さないとりくみを広げていきましょう。